

川村准教授との「公契約条例」に係る意見交換（要旨）

1 日 時 平成24年7月23日（月） 9:00～10:00

2 場 所 北海学園大学 7号館 7階研究室

3 出席者

(1) 北海学園大学 … 川村雅則 経済学部准教授

(2) 道協会 … 山田会長、逸見副会長、岡田副会長、伏木副委員長、及川事務局長

4 発言要旨

【ビルメン協会】

- ① 別添資料に基づき、当協会の考え方を説明。
- ② マスコミ等へのコメントにおいて、建設、警備、ビルメンは、それぞれ実態が異なるので、「清掃業務については」など、業態を前置きしてから発言していただきたい。
- ③ 清掃業務などは、発注者側にすればメンテナンス経費であるので、真っ先に経費削減の対象となり、近年、受注企業に厳しい契約を求められてきていることから、体力的に限界に近い状況にある。
- ④ 札幌市内で、清掃業務に従事している者は約1万6千人で、その内、公契約条例の対象となるのは357人で3%弱であり、その他の97%への対応は、企業側に負担を求められている。
- ⑤ 野田市のように、仮に120円上積みすれば、1,000人規模の会社では、2億円以上の資金が必要になり、その資金捻出は不可能である。
- ⑥ このため、当協会(業界)としては対応ができないことから、当条例の制定に反対している。理念条例であれば良いと思う。

【川村准教授】

- ① 私は労働経済学が専門で、建設業の調査・研究や季節労働者問題の研究などをやっており、建設業界のことはある程度分かるが、ビルメン業界のことはよく知らなかったもので、話し合う機会を持てて有り難く思っている。
- ② 建設業は多層構造・多職種で構成されており、技術者の確保・養成や、賃金の末端までの適正な配分などが必要であることから、公契約条例には賛成の考えを持っている。
- ③ 発注者責任として、履行要件の確認など法令遵守は必要なことである。
- ④ 清掃業務において、3%弱しか対象にならないのであれば、残りの97%の労働者の賃金水準にも波及させていくには、いろいろな取り組みが必要である。
私の調査では、廃棄物収集などの清掃員の賃金が低いので、その改善の方が先ではないのか。
- ⑤ 公契約条例のような政策は、そのプロセスが最も大切で、東京都世田谷区のように審議機関を設置し、十分に議論してから提案すべきと考えている。
- ⑥ 学生にも政策決定過程の重要性を教えていることから、この度の公開授業もこの観点から実施することとした。
- ⑦ 当条例については、弁護士や研究者、市民団体、労働組合が中心になっている、「札幌市公契約条例の制定を求める会」があり、建設業協会と意見交換を行うこととしている。
また、集会も計画しているので、ビルメン協会も参加し、発言していただきたい。
- ⑧ 本日の意見交換で、ビルメン業界の実態が分かり勉強になったので、今後も業界ごとに意見交換をさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。